



近頃は私よりも主人の方が仕事の帰りが早いので、私が帰宅するところには家の灯りがとり、冬は暖房、夏はエアコンがついています。ありがたいです。緊張がほぐれ、「家に帰った」という安心感が生まれます。ところが、それがあつた日壊れました。▲先日の夕方、母からの電話で我が家の電気がつかないことがわかりました。帰宅すると、灯りはついており、先に帰った主人が「ブレーカーを上げたつたよ…」とのこと。「あ～よかった。先に帰ってくれて」と私。「今日も暑かつたね」と冷蔵庫から缶ビールを出し、プッシュと蓋を開けてごくごく飲みながら晩御飯の準備。IHヒーターを付け定番のチキン南蛮(揚げ物)を作り出した矢先に「バン」と音がしてブレーカーが落ちました。外はもう真っ暗です。主人がブレーカーを上げようとしてますがもう上がりません。慌てて、電気屋さんに電話をして対処法を聴きますが、ブレーカーがあがらないことには電気はつかず「翌日の午後にならないと行けない」と言われました(その日は金曜日)。エアコンはつかない。暑い。真っ暗。仏壇の蝋燭をつけて残りの揚げ物をする。主人は懐中電灯をつけようとしてますが、普段は電気が流れるのを防ぐために乾電池を外しててとっさにはつけ方が分かりません。危機管理がなっていない!! ▲もう今夜は我が家では過ごせないで、目の前の母の家に避難することにしました。蝋燭の灯りを頼りに何とか揚げ物を終え、それをタッパーに詰め込み、ビール・焼酎と、風呂と寝泊りの準備をしてそれを大きなバスケットに入れる様は「まるで夜逃げのようだね」と主人が笑いながら言います。私は疲れと暑さにイライラしていましたが、こんな非常時にでもユーモアがでるうちの旦那様はさすがです! ▲母の家に行き、何とか晩御飯を済ませ話していると、母が「二階は電気がついてたよ」と言うのです。懐中電灯を片手に帰宅すると、2階は電気がつきました。我が家は1階と2階は電気系統が異なっている

ようでした。寝室は2階ですので、灯りがつきエアコンが効いた部屋で寝ることができ救われました。▲翌日、電気屋さんが来てみてくれたところ、原因は「庭の電灯の漏電」でした。私達は電気に依存した生活をしています。電気がつかないと何もできません。電気のある生活がこんなにも有り難いことかを痛感した夜でした。

危機管理大丈夫ですか→



桊八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.45 令和7年 夏号

宮崎市橘通東 4-1-27 パークコート橘通 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2025 年
夏 号



セイロンライティア

初夏から秋に白い清楚な花を次々に咲かせるスリランカ原産の低木です。雰囲気ジャスミンに似ていますが、目だつた香りはありません。花言葉は「清纯」「清楚」「内気の美しさ」などで、純白でスッキリした花から連想される花言葉そのものになっています。



お役立ち情報室

相続について No.1 手続き



相続は一生の間に何度も経験することではありませんが、自分の財産を残すとき、親などの財産を引き継ぐときに必ず発生するものです。相続が発生した場合は、その後に行う諸手続きがあり、期限が決まっているものもあります。

今回からは、相続に関連して、その手続き、相続税、贈与税、相続時精算課税などについてお伝えします。

相続発生後、7日～14日までの手続き

① 被相続人(亡くなった方)の金融機関への届け出

被相続人が亡くなった旨を銀行などに伝え、口座からの入出金が止まります(口座凍結)。各種料金の引き落としや、相続人による引出を防ぐために金融機関への連絡(名義変更・解約手続)をしてください。

② 死亡届けの提出(7日以内)

③ 年金の受給停止の手続き(厚生年金受給者では10日以内。国民年金受給者では14日以内)

④ 介護保険の資格喪失届の提出(14日以内)

⑤ 世帯主変更届(14日以内)

相続発生後、3～4ヶ月までにする手続き

① 遺言書の有無、相続人や相続財産の調査(できるだけ早く)

相続が発生したとき、まずは遺言書の有無を確認し、遺言書があれば原則としてその通りに遺産を分けることになります。遺言書について、裁判所で「検認」という手続きをすると、遺言により預金や不動産等の相続財産を取得した相続人は遺言だけで相続財産を自分名義に変更することができます。遺言書がない場合は、相続人の確定と相続財産を慎重に把握し、相続人の間で遺産分割の協議をしなければなりません。協議が成立しなければ、裁判所に遺産分割の申立をすることになります。遺言書がなく、また遺産分割協議も成立していなければ遺産には全く手を付けることができません。

② 相続放棄の検討・手続き(3ヶ月以内)

被相続人に負債がある場合は相続放棄をしないと負債を相続せずに済みますが、逆に預金などのプラスの財産も相続できなくなります。相続放棄には慎重な検討が必要です。

③ 所得税の準確定申告(4ヶ月以内)

相続人と包括受遺者(相続人ではないものの、遺言書によって割合を贈与された人)は、相続の発生を知った日の翌日から4ヶ月以内に、被相続人について所得税の準確定申告と納税を行う必要があります。準確定申告とは、被相続人が死亡した年に被相続人が得た所得を申告する手続きです。準確定申告を行う際には、給与明細、年金の受給記録、配当収入、不動産収入など、被相続人の所得に関する様々な資料を確認し申告書を作成する必要があります。

相続発生後から10カ月以内までにする手続き

① 遺産分割協議

遺産分割協議に期限はありませんが、相続税の申告が相続発生後10カ月以内です。可能であれば被相続人が亡くなって10カ月以内に完了しておくことが望ましいです。遺言書があれば基本的にその内容通りに分けることになりますが、遺言書がない場合は、相続人全員で遺産の分け方を話し合う「遺産分割協議」を行うことになります。遺産分割協議で話し合いがまとまれば、その内容をまとめた「遺産分割協議書」を作成します。この「遺産分割協議書」は、対外的に誰が何を相続したかを証明する書類であるので、様々な財産の名義変更時に提出が求められます。



② 相続税の申告・納税

相続税を支払う必要があるのは、遺産の価額が「3,000万円+600万円×法定相続人の数」を超える場合で、超えない場合は申告をする必要はありません。相続の発生した日の翌日から10ヶ月以内に申告と納税を行う必要があります。ただ、小規模宅地の特例などの適用を受けた結果として遺産の総額が非課税の枠内に収まるという場合や、配偶者の税額の軽減措置により配偶者の納税義務が免除或いは軽減される場合があり、このような優遇措置を受けるためには相続税の申告をする必要があります。

※遺産分割協議がまとまらず申告期限に間に合わない場合は、まずは法定相続分での相続税申告をして下さい。申告期限を過ぎると「期限後申告」となり、無申告加算税と延滞税が発生し、申告が遅れるほどペナルティが大きくなります。申告期限内にとりあえず法定相続分で申告する場合は、相続税申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付することによって、後に成立した遺産分割の内容に従った申告のやり直し(更正の請求)ができます。●相続税額の計算方法や特例等について、相続発生後10ヶ月以上での手続きは次回お伝えします。